

令和元年経済センサス - 基礎調査

(甲調査速報及び乙調査)

結果の概要

I. 概況	1
II. 甲調査（民営事業所に関する集計）	
1. 事業所数	2
2. 事業所の活動状態	2
III. 乙調査（国及び地方公共団体の事業所に関する集計）	
1. 事業所数	3
2. 都道府県別事業所数	3
3. 事業所の活動状態	5
4. 新規把握事業所	7
令和元年経済センサス - 基礎調査の概要	10
用語の解説	13
集計及び公表予定	15

令和2年6月30日
総務省

利用上の注意

1. 令和元年経済センサス - 基礎調査は、以下に掲げる事業所を除く事業所について行った。
 - ① 日本標準産業分類A - 「農業、林業」に属する個人経営の事業所
 - ② 日本標準産業分類B - 「漁業」に属する個人経営の事業所
 - ③ 日本標準産業分類N - 「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類 792 - 「家事サービス業」に属する事業所
 - ④ 日本標準産業分類R - 「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類 96 - 「外国公務」に属する事業所
2. 令和元年経済センサス - 基礎調査は、甲調査と乙調査の2種類からなり、甲調査は民営事業所を調査対象としており、乙調査は国及び地方公共団体の事業所を調査対象としている。

甲調査については、令和元年6月1日から令和2年3月31日までの期間で、乙調査については、令和元年6月1日現在で実施した結果である。

なお、甲調査は今回公表する「速報集計」だけでなく、令和2年12月頃に公表する「確報集計」があり、乙調査は今回公表する集計結果のみとなっている。
3. 「速報集計」は、外観把握調査（※）の結果のみを集計したものであり、回収された調査票に基づく結果も含めて集計する「確報集計」とは数値が異なることに留意が必要である。

※ 外観把握調査とは、統計調査員が担当調査区内の全ての調査対象事業所の名称、所在地及び活動状態を外観等から確認し、その結果を調査員用端末（タブレット端末）に入力する調査のこと
4. 本文中の「新規把握事業所」は、従来用いていた「新設事業所」とは定義が異なる。今回の調査では、法人番号を活用し、法人番号サイトに登録があり前回までの調査で捉えられていなかった事業所を調査名簿に追加している。そのため、従来の「新設事業所」よりも幅広く事業所を捉えていることから「新規把握事業所」という名称を使っている。
5. 該当数字がないものは「-」とした。また、数値がマイナスのものは「▲」で表した。

I. 概況

令和元年経済センサス - 基礎調査（※）（以下「元年基礎調査」という。）によると、現在の我が国の民営事業所数は634万4599事業所となっている。

また、国及び地方公共団体の事業所数は、13万9330事業所となっている（表I）。

※ 元年基礎調査は、甲調査と乙調査の2種類からなり、甲調査は民営事業所を調査対象としており、乙調査は国及び地方公共団体の事業所を調査対象としている。甲調査は、令和元年6月1日から令和2年3月31日までの間に、調査員が外観把握調査により事業所の活動状態を調べた結果であり、乙調査は、令和元年6月1日現在の結果である。

表 I 経営組織別事業所数

	民営	国及び地方公共団体
元年基礎調査	6,344,599	139,330

Ⅱ. 甲調査 (民営事業所に関する集計)

1. 事業所数

令和元年経済センサス - 基礎調査甲調査 (※) (以下「元年基礎調査甲調査」という。)によると、現在の我が国の民営事業所数は 634 万 4599 事業所となっている (表Ⅱ - 1)。

※ 元年基礎調査甲調査は、民営事業所を調査対象としており、令和元年6月1日から令和2年3月31日までの間に、調査員が外観把握調査により事業所の活動状態を調べた結果である。

表Ⅱ - 1 民営事業所数

	元年基礎調査甲調査
民営事業所数	6,344,599

2. 事業所の活動状態

活動状態別に事業所数をみると、総数のうち存続事業所は 519 万 2317 事業所となっており、総数に占める割合は、81.8%となっている。一方、新規把握事業所は 115 万 2282 事業所となっており、総数に占める割合は、18.2%となっている。

休業事業所は、5 万 467 事業所となっている。

廃業事業所は、72 万 58 事業所となっている (表Ⅱ - 2)。

表Ⅱ - 2 活動状態別事業所数

	総数 (存続・新規把握)	存続事業所	新規把握 事業所	休業事業所	廃業事業所
		総数に占める 割合 (%)	総数に占める 割合 (%)		
全国	6,344,599	5,192,317	1,152,282	50,467	720,058

Ⅲ. 乙調査 (国及び地方公共団体の事業所に関する集計)

1. 事業所数

令和元年経済センサス - 基礎調査乙調査(※1) (以下「元年基礎調査乙調査」という。)によると、現在の我が国の国及び地方公共団体の事業所数は 13 万 9330 事業所となっており、平成 26 年経済センサス - 基礎調査(※2) (以下「26 年基礎調査」という。)と比べると、5.7%の減少となっている(表Ⅲ-1)。

※1 元年基礎調査乙調査は、国及び地方公共団体の事業所を調査対象としており、令和元年 6 月 1 日現在の結果である。

※2 26 年基礎調査は、平成 26 年 7 月 1 日に実施

表Ⅲ-1 国及び地方公共団体の事業所数の推移

	26年基礎調査	元年基礎調査 乙調査	増減率 (%)
国及び地方公共団体の 事業所数	147,732	139,330	▲ 5.7

2. 都道府県別事業所数

都道府県別に事業所数をみると、北海道が 9053 事業所(全国の 6.5%)と最も多く、次いで東京都が 8079 事業所(同 5.8%)、愛知県が 6120 事業所(同 4.4%)などとなっている。

26 年基礎調査と比べると、全ての都道府県で事業所数は減少となっている。最も減少率の高い都道府県は秋田県であり 13.3%の減少、次いで宮崎県が 13.0%の減少、滋賀県が 11.9%の減少などとなっている(表Ⅲ-2)。

表Ⅲ－２ 都道府県別事業所数

都道府県	元年基礎調査乙調査			26年基礎調査
	事業所数	全国に占める割合 (%)	増減率 (%)	事業所数
全国	139,330	100.0	▲ 5.7	147,732
北海道	9,053	6.5	▲ 6.4	9,670
青森県	1,970	1.4	▲ 6.1	2,097
岩手県	2,318	1.7	▲ 9.1	2,550
宮城県	2,804	2.0	▲ 4.4	2,933
秋田県	2,112	1.5	▲ 13.3	2,437
山形県	1,645	1.2	▲ 9.5	1,818
福島県	3,111	2.2	▲ 6.5	3,328
茨城県	3,460	2.5	▲ 5.6	3,667
栃木県	2,184	1.6	▲ 7.3	2,355
群馬県	2,622	1.9	▲ 3.2	2,710
埼玉県	5,002	3.6	▲ 1.6	5,083
千葉県	5,012	3.6	▲ 4.3	5,236
東京都	8,079	5.8	▲ 5.4	8,541
神奈川県	4,370	3.1	▲ 3.7	4,540
新潟県	3,635	2.6	▲ 3.8	3,780
富山県	1,707	1.2	▲ 6.1	1,818
石川県	1,687	1.2	▲ 8.4	1,841
福井県	1,612	1.2	▲ 4.9	1,695
山梨県	1,504	1.1	▲ 3.4	1,557
長野県	4,128	3.0	▲ 3.1	4,258
岐阜県	3,181	2.3	▲ 4.0	3,315
静岡県	3,542	2.5	▲ 5.3	3,742
愛知県	6,120	4.4	▲ 4.5	6,411
三重県	2,700	1.9	▲ 7.5	2,919
滋賀県	1,801	1.3	▲ 11.9	2,045
京都府	2,596	1.9	▲ 5.6	2,750
大阪府	5,005	3.6	▲ 7.6	5,414
兵庫県	5,140	3.7	▲ 6.0	5,469
奈良県	1,717	1.2	▲ 4.0	1,789
和歌山県	1,870	1.3	▲ 3.1	1,929
鳥取県	1,256	0.9	▲ 7.1	1,352
島根県	1,741	1.2	▲ 6.6	1,865
岡山県	2,714	1.9	▲ 3.8	2,822
広島県	3,286	2.4	▲ 6.3	3,507
山口県	2,499	1.8	▲ 4.8	2,625
徳島県	1,616	1.2	▲ 8.1	1,758
香川県	1,653	1.2	▲ 6.7	1,771
愛媛県	2,597	1.9	▲ 6.1	2,765
高知県	1,693	1.2	▲ 2.5	1,736
福岡県	4,254	3.1	▲ 2.3	4,356
佐賀県	1,393	1.0	▲ 3.9	1,450
長崎県	2,099	1.5	▲ 5.5	2,221
熊本県	2,441	1.8	▲ 6.9	2,621
大分県	1,784	1.3	▲ 6.0	1,897
宮崎県	1,654	1.2	▲ 13.0	1,902
鹿児島県	2,912	2.1	▲ 8.3	3,175
沖縄県	2,051	1.5	▲ 7.3	2,212

3. 事業所の活動状態

活動状態別に事業所数をみると、総数のうち存続事業所は 13 万 3224 事業所となっており、総数に占める割合は、95.6%となっている。一方、新規把握事業所は 6106 事業所となっており、総数に占める割合は、4.4%となっている。

なお、廃業事業所は、1 万 4517 事業所となっている。

都道府県別に活動状態をみると、存続事業所の総数に占める割合が最も大きい都道府県は、大分県で 98.0%となっている。次いで高知県が 97.5%、神奈川県が 97.3%などとなっている。一方、新規把握事業所の総数に占める割合が最も大きい都道府県は、静岡県で 7.4%となっている。次いで香川県が 7.3%、大阪府が 6.6%などとなっている。また、廃業事業所をみると、北海道が 938 事業所と最も多く、次いで東京都が 749 事業所、大阪府が 738 事業所などとなっている（表Ⅲ－3）。

表Ⅲ－３ 活動状態別事業所数

都道府県	総数 (存続・新規把握)	存続事業所		新規把握 事業所		廃業事業所
		総数に占める 割合 (%)	総数に占める 割合 (%)	総数に占める 割合 (%)	総数に占める 割合 (%)	
全国	139,330	133,224	95.6	6,106	4.4	14,517
北海道	9,053	8,732	96.5	321	3.5	938
青森県	1,970	1,911	97.0	59	3.0	186
岩手県	2,318	2,226	96.0	92	4.0	324
宮城県	2,804	2,641	94.2	163	5.8	292
秋田県	2,112	2,020	95.6	92	4.4	417
山形県	1,645	1,580	96.0	65	4.0	238
福島県	3,111	2,980	95.8	131	4.2	357
茨城県	3,460	3,250	93.9	210	6.1	417
栃木県	2,184	2,081	95.3	103	4.7	274
群馬県	2,622	2,478	94.5	144	5.5	232
埼玉県	5,002	4,792	95.8	210	4.2	291
千葉県	5,012	4,789	95.6	223	4.4	447
東京都	8,079	7,791	96.4	288	3.6	749
神奈川県	4,370	4,254	97.3	116	2.7	287
新潟県	3,635	3,470	95.5	165	4.5	310
富山県	1,707	1,623	95.1	84	4.9	195
石川県	1,687	1,635	96.9	52	3.1	206
福井県	1,612	1,536	95.3	76	4.7	159
山梨県	1,504	1,444	96.0	60	4.0	113
長野県	4,128	3,970	96.2	158	3.8	288
岐阜県	3,181	3,002	94.4	179	5.6	313
静岡県	3,542	3,280	92.6	262	7.4	462
愛知県	6,120	5,884	96.1	236	3.9	527
三重県	2,700	2,602	96.4	98	3.6	317
滋賀県	1,801	1,725	95.8	76	4.2	320
京都府	2,596	2,495	96.1	101	3.9	255
大阪府	5,005	4,676	93.4	329	6.6	738
兵庫県	5,140	4,906	95.4	234	4.6	563
奈良県	1,717	1,618	94.2	99	5.8	171
和歌山県	1,870	1,772	94.8	98	5.2	157
鳥取県	1,256	1,193	95.0	63	5.0	159
島根県	1,741	1,654	95.0	87	5.0	211
岡山県	2,714	2,579	95.0	135	5.0	243
広島県	3,286	3,151	95.9	135	4.1	356
山口県	2,499	2,400	96.0	99	4.0	225
徳島県	1,616	1,532	94.8	84	5.2	226
香川県	1,653	1,533	92.7	120	7.3	238
愛媛県	2,597	2,506	96.5	91	3.5	259
高知県	1,693	1,651	97.5	42	2.5	85
福岡県	4,254	4,098	96.3	156	3.7	259
佐賀県	1,393	1,329	95.4	64	4.6	120
長崎県	2,099	2,016	96.0	83	4.0	205
熊本県	2,441	2,344	96.0	97	4.0	277
大分県	1,784	1,749	98.0	35	2.0	148
宮崎県	1,654	1,583	95.7	71	4.3	319
鹿児島県	2,912	2,813	96.6	99	3.4	362
沖縄県	2,051	1,930	94.1	121	5.9	282

4. 新規把握事業所

元年基礎調査乙調査では、新規把握事業所については、産業分類、従業者数などを調査しており、それにより得られた結果を本項で記述する。

(1) 産業分類別事業所数及び従業者数

ア 事業所数

新規把握事業所数は 6106 事業所となっている。産業大分類別に事業所数をみると、「教育、学習支援業」が 1784 事業所（全産業の 29.2%）と最も多く、次いで「医療、福祉」が 1583 事業所（同 25.9%）、「公務（他に分類されるものを除く）」が 1255 事業所（同 20.6%）などとなっている（表Ⅲ－4、図Ⅲ－1）。

イ 従業者数

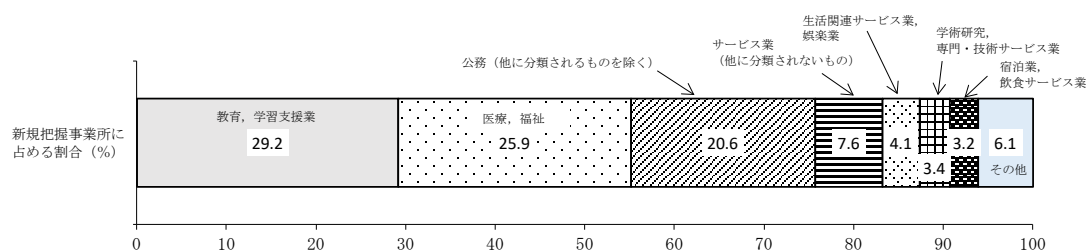
新規把握事業所の従業者数は 12 万 4906 人となっている。産業大分類別に従業者数をみると、「教育、学習支援業」が 4 万 2834 人（全産業の 34.3%）と最も多く、次いで「公務（他に分類されるものを除く）」が 3 万 8883 人（同 31.1%）、「医療、福祉」が 2 万 6418 人（同 21.2%）などとなっている（表Ⅲ－4）。

表Ⅲ－4 産業大分類別事業所数及び従業者数

産業大分類	事業所数	従業者数		
		合計に占める割合 (%)	(人)	合計に占める割合 (%)
合計	6,106	100.0	124,906	100.0
農林漁業	20	0.3	97	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-
製造業	10	0.2	30	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	175	2.9	3,417	2.7
情報通信業	2	0.0	7	0.0
運輸業、郵便業	54	0.9	1,058	0.8
卸売業、小売業	19	0.3	102	0.1
金融業、保険業	1	0.0	1	0.0
不動産業、物品賃貸業	86	1.4	401	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	208	3.4	3,250	2.6
宿泊業、飲食サービス業	194	3.2	2,641	2.1
生活関連サービス業、娯楽業	249	4.1	1,610	1.3
教育、学習支援業	1,784	29.2	42,834	34.3
医療、福祉	1,583	25.9	26,418	21.2
複合サービス事業	4	0.1	6	0.0
サービス業（他に分類されないもの）	462	7.6	4,151	3.3
公務（他に分類されるものを除く）	1,255	20.6	38,883	31.1

注) 新規把握事業所に関する集計

図Ⅲ－1 産業大分類別事業所数の構成比



ウ 男女別従業者数

新規把握事業所の男女別従業者数は男性が5万7385人、女性が6万7521人となっている。産業大分類別に男女別の従業者数をみると、男性は「公務（他に分類されるものを除く）」が2万8389人と最も多く、次いで「教育、学習支援業」が1万2372人、「医療、福祉」が5550人などとなっている。女性は「教育、学習支援業」が3万462人と最も多く、次いで「医療、福祉」が2万868人、「公務（他に分類されるものを除く）」が1万494人などとなっている。

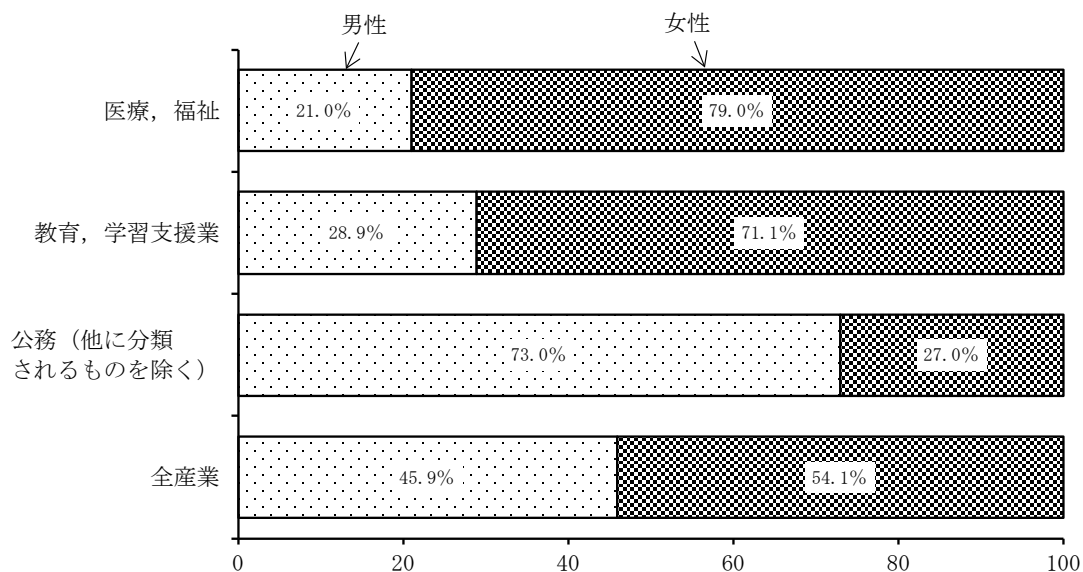
表Ⅲ－5 産業大分類、男女別従業者数

産業大分類	従業者数（人）			構成比（%）	
	総数	男性	女性	男性	女性
合計	124,906	57,385	67,521	45.9	54.1
農林漁業	97	68	29	70.1	29.9
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-
製造業	30	21	9	70.0	30.0
電気・ガス・熱供給・水道業	3,417	2,929	488	85.7	14.3
情報通信業	7	6	1	85.7	14.3
運輸業、郵便業	1,058	899	159	85.0	15.0
卸売業、小売業	102	40	62	39.2	60.8
金融業、保険業	1	-	1	-	100.0
不動産業、物品賃貸業	401	283	118	70.6	29.4
学術研究、専門・技術サービス業	3,250	2,592	658	79.8	20.2
宿泊業、飲食サービス業	2,641	627	2,014	23.7	76.3
生活関連サービス業、娯楽業	1,610	774	836	48.1	51.9
教育、学習支援業	42,834	12,372	30,462	28.9	71.1
医療、福祉	26,418	5,550	20,868	21.0	79.0
複合サービス事業	6	5	1	83.3	16.7
サービス業（他に分類されないもの）	4,151	2,830	1,321	68.2	31.8
公務（他に分類されるものを除く）	38,883	28,389	10,494	73.0	27.0

注) 新規把握事業所に関する集計

また、従業者の男女別構成比をみると、全産業では、男性は45.9%、女性は54.1%となっている。従業者数の多い主な産業大分類別にみると、「医療、福祉」が男性21.0%、女性79.0%、「教育、学習支援業」が男性28.9%、女性71.1%、「公務（他に分類されるものを除く）」が男性73.0%、女性27.0%となっている（表Ⅲ－5、図Ⅲ－2）。

図Ⅲ－2 主な産業大分類、男女別従業者数の構成比



(2) 経営組織別事業所数及び従業者数

新規把握事業所の経営組織別事業所数をみると、「市町村」が4919事業所と最も多く、次いで「都道府県」が506事業所、「国」が357事業所などとなっている。

また、従業者数をみると、「市町村」が7万9833人と最も多く、次いで「都道府県」が1万9975人、「国」が1万6296人などとなっている（表Ⅲ－6）。

表Ⅲ－6 経営組織別事業所数及び従業者数

経営組織	事業所数	従業者数	
		合計に占める割合 (%)	合計に占める割合 (%)
合計	6,106	100.0	100.0
国	357	5.8	13.0
地方公共団体	5,749	94.2	87.0
都道府県	506	8.3	16.0
市町村	4,919	80.6	63.9
一部事務組合等	324	5.3	7.0

注) 新規把握事業所に関する集計

令和元年経済センサス - 基礎調査の概要

※経済センサス - 基礎調査は甲調査と乙調査の2種類からなり、以下、記入を分ける必要があるときには【甲調査】【乙調査】と明示する。

1. 調査の目的

我が国における事業所及び企業の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所母集団データベースの整備に資することを目的としている。

2. 調査の対象

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

【甲調査】

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所。^(注1)

ただし、国及び地方公共団体の事業所並びに次に掲げる事業所を除く。

- ① 大分類A - 「農業、林業」に属する事業所で個人の経営に係るもの
- ② 大分類B - 「漁業」に属する事業所で個人の経営に係るもの
- ③ 大分類N - 「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、中分類79 - 「その他の生活関連サービス業」(小分類792 - 「家事サービス業」に限る。)に属する事業所
- ④ 大分類R - 「サービス業(他に分類されないもの)」のうち、中分類96 - 「外国公務」に属する事業所

(注1) 物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所をいう。以下同じ。

【乙調査】

国及び地方公共団体の事業所

3. 調査事項

【甲調査】

(1) 既存の事業所に関する事項

- ① 名称
- ② 所在地
- ③ 活動状態

(2) 新規に把握した事業所に関する事項

- ① 名称及び電話番号

- ② 所在地
- ③ 活動状態
- ④ 従業者数
- ⑤ 主な事業の内容
- ⑥ 業態
- ⑦ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- ⑧ 事業所の年間総売上（収入）金額
- ⑨ 開設時期
- ⑩ 経営組織
- ⑪ 法人番号
- ⑫ 単独事業所・本所・支所の別
- ⑬ 本所・本社・本店の名称
- ⑭ 本所・本社・本店の電話番号
- ⑮ 本所・本社・本店の所在地
- ⑯ 組織全体の主な事業の内容
- ⑰ 組織全体の年間総売上（収入）金額
- ⑱ 資本金等の額

【乙調査】

(1) 既存の事業所に関する事項

- ① 名称
- ② 所在地
- ③ 活動状態

(2) 新規に把握した事業所に関する事項

- ① 名称及び電話番号
- ② 所在地
- ③ 活動状態
- ④ 職員数
- ⑤ 主な事業の内容
- ⑥ 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地

4. 基準となる期日又は期間

【甲調査】

令和元年6月1日から令和2年3月31日までの間において報告者が報告を求められた時点（調査票記入日）。ただし、調査事項の「年間総売上（収入）金額」については、平成30年1月1日から12月31日までの1年間を対象としている。

【乙調査】

令和元年6月1日

5. 調査の方法

【甲調査】

統計調査員が担当調査区内の全ての事業所について、外観による確認又は事業所の管理責任者に確認するなどしてその活動状態を調査するとともに、新たに把握した事業所については、「調査票甲」を配布し、郵送又はオンラインによる回収を行った。

総務省－都道府県－市町村^(注2)－統計調査員－報告者

(注2) 市には特別区を含む。以下同じ。

【乙調査】

国の事業所にあつては総務省が、都道府県の事業所にあつては都道府県が、市町村の事業所にあつては市町村が電子メールにより「調査票乙」を事業所ごとに配布し、オンラインによる回収を行った。

(1) 国の事業所

総務省－報告者

(2) 都道府県の事業所

総務省－都道府県－報告者

(3) 市町村の事業所

総務省－都道府県－市町村－報告者

用語の解説

1. 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。
 - ・ 国及び地方公共団体の事業所
法令により独立の機関として、それぞれ場所ごとに設置されている事業所をいう。
 - ・ 民営事業所
国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

2. 従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。

3. 事業所の産業分類

事業所の主な事業内容により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類している。なお、一部の小分類項目については分割したのもも小分類としている。

4. 経営組織

(1) 国及び地方公共団体

国、都道府県、市町村^(注)及び一部事務組合等の事業所をいう。

(注) 市には特別区を含む。

(2) 民営

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

5. 活動状態別事業所

・ 存続事業所

甲調査においては、平成28年経済センサス - 活動調査（以下「28年活動調査」という。）で調査された事業所及び28年活動調査の後に行政記録情報から把握された事業所のうち、令和元年経済センサス - 基礎調査（以下「元年基礎調査」という。）で調査され、継続的に経済活動を行っている事業所をいう。

乙調査においては、平成26年経済センサス - 基礎調査（以下「26年基礎調査」という。）で調査された事業所のうち、元年基礎調査で調査され、継続的に経済活動を行っ

ている事業所をいう。

- 新規把握事業所

元年基礎調査で新たに把握され、継続的に経済活動を行っている事業所をいう。甲調査においては、他の場所から現在の場所へ移転してきた事業所も含まれる。

- 休業事業所

元年基礎調査で調査された事業所のうち、休業している事業所をいう。

- 廃業事業所

甲調査においては、28年活動調査で調査された事業所及び28年活動調査の後に行政記録情報から把握された事業所のうち、元年基礎調査の調査日時点で存在しなかった事業所をいい、他の場所へ移転した事業所も含まれている。

乙調査においては、26年基礎調査で調査された事業所のうち、元年基礎調査の調査日時点では存在しなかった事業所をいう。

集計及び公表予定

集計区分		集計内容	公表時期
I 甲調査	1 速報集計	事業所の活動状態に関する集計 活動状態別事業所数を表章	令和2年6月30日
	2 確報集計	(1) 事業所の活動状態に関する集計 地域、活動状態別事業所数を表章	令和2年12月（予定）
		(2) 新規把握事業所に関する集計 地域、産業（大分類・中分類・小分類）、経営組織、従業者規模、開設時期別等に事業所数、従業者数、売上（収入）金額等を表章	
(3) 新規把握企業等に関する集計 産業（大分類・中分類・小分類）、経営組織、資本金階級別等に企業等数及び売上（収入）金額を表章			
II 乙調査	(1) 事業所の活動状態に関する集計 地域、活動状態別事業所数を表章	令和2年6月30日	
	(2) 新規把握事業所に関する集計 産業（大分類・中分類・小分類）、経営組織別等に事業所数及び従業者数を表章		

【内容に関する問合せ先】



総務省統計局 事業所情報管理課 審査発表係

〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号

TEL：03-5273-1022

FAX：03-5273-1494

Eメール：p-shinsa@soumu.go.jp

令和元年経済センサス - 基礎調査ホームページ

URL <https://www.stat.go.jp/data/e-census/2019/index.html>

※ 令和元年経済センサス - 基礎調査についての詳しい説明は、総務省統計局のホームページで御覧いただけます。

経済センサス

検索

「政府統計の総合窓口 (e-Stat)」(<https://www.e-stat.go.jp/>)でも統計データ等の各種情報が御覧いただけます。

本冊子に掲載されたデータを引用・転載する場合には、必ず、出典（総務省「令和元年経済センサス - 基礎調査結果」）の表記をお願いします。